

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年1月21日認可した。

平成27年1月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
豊浜町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）野々池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）浜長谷2号地区
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川除3号地区